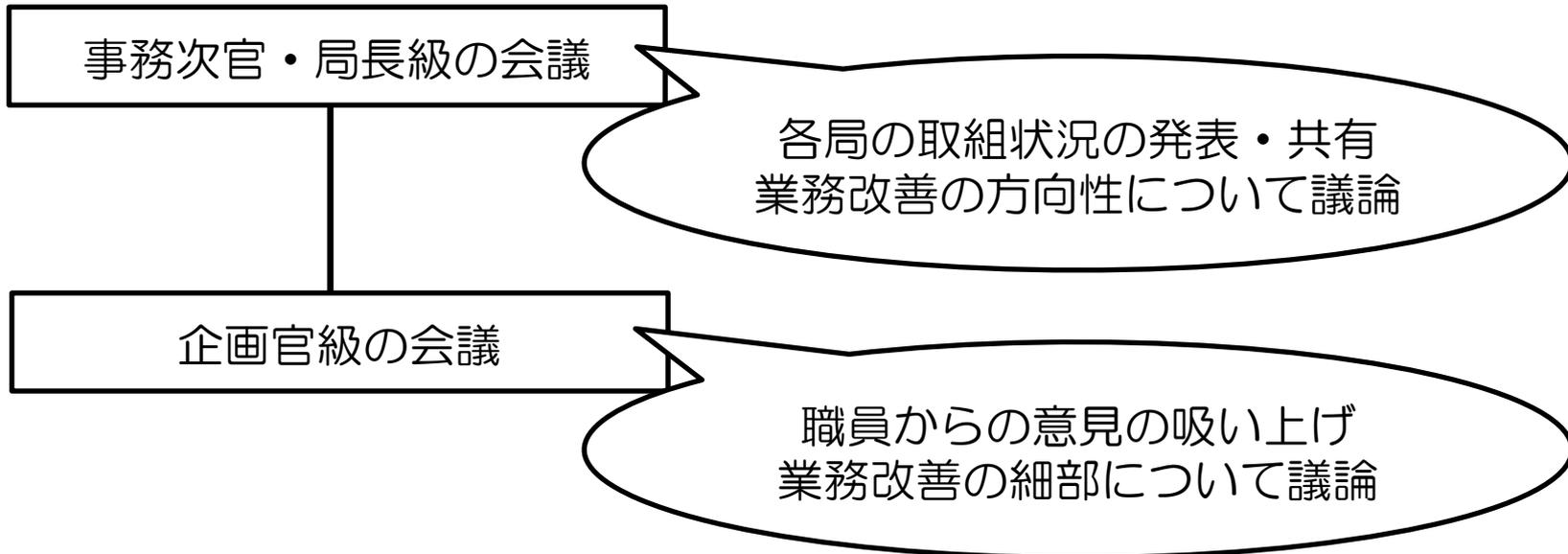


資料

財務省大臣官房文書課
平成27年1月16日(金)

- 財務省においては、積極的な女性職員の採用・登用に加え、女性が働きやすい環境の整備を含めた、業務全体の改善について、従前から取り組み。
- 平成25年夏より、業務改善の取り組みをさらに強化し、全省的な取り組みを実施。具体的には、
 - ① 事務次官・局長級幹部によるディスカッション
 - ② 企画官クラスによるディスカッション・職員からの意見募集/ヒアリングという、トップダウン・ボトムアップ双方からの推進体制を整備。

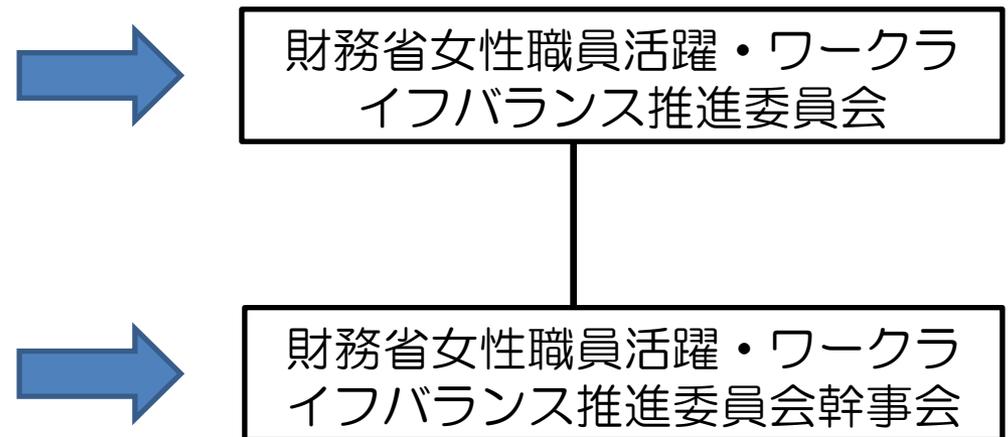


「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」に基づき、前頁の推進体制を、女性職員活躍とワークライフバランス推進のための体制として、訓令上位置づけ（昨年12月～）。

（25年夏以降の体制）



（26年冬以降の体制）



※ 昨年12月の推進委員会会合において、「財務省女性職員活躍とワークライフバランス推進のための取組計画」を策定、12月19日に公表。

女性が働きやすい環境の整備

女性用休養室の設置

- 女性の体調管理等に資するため、
 - ① まず、既存の女性用仮眠室を休養室として開放（25年10月）。
 - ② 喫煙室の一部等を廃止し、新たな女性用休養室を2か所設置（うち1か所では子どもの世話も可能）（26年4月）。

メンター制度の導入

- 女性職員を対象としたキャリア・アドバイザー（メンター）制度を、順次、導入開始（26年1月以降）。
- 対象となる中堅・若手の女性職員をグループに分け、グループ内で、先輩に気軽に様々な事項を相談できる体制を構築。

女性職員のキャリアパスの柔軟化・見える化

- 女性職員のキャリアパスについて、個々人のライフプランや、出産・育児等のライフイベントを踏まえて、必要に応じ年次管理を柔軟にした任用などを検討。
- 個々の女性職員の事情を十分に把握した上で順次実施に移し、今後、実績を積み重ねていく。

業務改善に関する「申合せ」（職場の意識改革）

- 日々の業務の改善・効率化、超過勤務の縮減、休暇取得の奨励等について、取り組むべき原則を定めた「申合せ」を、各局ごとに、局内での議論を経て策定（26年2月）。
- 「申合せ」を定期的にフォローアップする体制を構築（26年9月、各局において改訂を実施）

（参考）各局申合せに盛り込まれている主な項目の例（※実際の内容は局によって異なる）

- 1 基本的な考え方・・・仕事と人生・家庭の両立、業務改善への姿勢等
- 2 具体的な取組み

- 適切な情報の管理と共有
- 業務の合理化・効率化（幹部説明・決裁の合理化、文書・コピー削減、作業発注時間・締切時間の適正化、国会作業の合理化、各省ヒアリングの合理化）
- 超過勤務の縮減（目標退庁時間の設定、モバイル端末等の活用、超勤縮減に向けた管理者の対応）
- 休暇取得（年次休暇取得、育児休暇取得）
- 職員のモチベーションの向上（職場の雰囲気作り、研修・勉強会等への参加奨励）
- 申合せの毎年度の改訂、取組み状況の定期的なレビュー

自宅等での勤務（テレワーク）の推進

- パスワード生成機を用いて、セキュリティを確保しつつ、自宅のPC等から職場のメールやファイルにアクセスできるシステム（シンクライアント・システム）を導入。財務本省内の希望者全員に提供。（25年9月）

国会対応業務の効率化

- 国会対応業務の効率化に向けて、
 - 国会情報揭示システムの整備による国会日程・質問内容等の周知
 - 質問起こしや割振りの時間管理徹底と早期化努力
 - 局内審査手続の簡略化
 - 内閣総務官室の解除前に部局ごとに待機解除を行う、連絡先待機を認める、複数部局が窓口を一日交替で務める、
 - 文書課から各局課長補佐・係長級を対象として国会関係業務に関する研修を実施する等の取組を実施。

- 業務改善の実施に当たっては、作業手順の効率化やICT利用も重要だが、
 - ー職場環境や人間関係が効率的な業務の遂行等に大きな影響を及ぼすこと
 - ーこのため、風通しの良い職場環境作りが重要であることに留意が必要。この点は、昨年12月に定めた「財務省女性職員活躍とワークライフバランス推進のための取組計画」において明記。

- シンククライアント・システムなど、ICTを利用した業務効率化のためのインフラとして、省庁共通のシステムを整備する際は、各府省における先行事例を良く研究する必要。また、既存の省庁共通インフラについては、使い勝手の向上に向けて、ユーザー側の意見を定期的にフィードバックする仕組みを設けることが必要。（電子決裁等、使い勝手の向上が利用率の向上にもつながると考えられる。）

（参考）業務効率化に関する政府全体の方針・指針

「国の行政の業務改革に関する取組方針」（総務大臣決定）

「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」（女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定）